

岐阜市個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岐阜市条例第49号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委託に伴う措置)

第2条 市が個人情報の取扱いを含む業務の委託をする場合には、次に掲げる事項について委託契約書等に明記するものとする。

- (1) 個人情報の秘密保持に関すること。
- (2) 委託目的以外の利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (3) 再委託の禁止又は制限に関すること。
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止に関すること。
- (5) 事故発生時の報告義務に関すること。
- (6) 作業の立会い、指示、検査等に関すること。
- (7) 個人情報の受渡し、搬送、保管及び返還、廃棄又は消去に関すること。
- (8) 前各号の規定に違反した場合の損害賠償、契約解除等に関すること。

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）（様式第1号）により作成するものとする。

(開示請求書)

第4条 法第76条第1項の規定による開示請求は、保有個人情報開示請求書（様式第2号）により行うものとする。

(開示請求に対する決定通知)

第5条 法第82条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定の通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定の通知は、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

(開示決定等の期限延長等の通知)

第6条 法第83条第2項の規定による開示決定等の期限の延長の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第84条の規定による開示決定等の期限の特例延長の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(第三者に対する意見照会)

第7条 法第86条第1項又は第2項の規定による第三者に対する意見書を提出する機会の付与の通知は、第三者意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書の提出は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第8号）により行うものとする。

3 法第86条第3項の規定による第三者に対する開示決定をした旨等の通知は、開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第9号）により行うものとする。

（電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施方法）

第8条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、岐阜市情報公開条例施行規則（昭和60年岐阜市規則第34号）第1条の2に規定する方法とする。

（開示請求に係る費用）

第9条 条例第4条第2項に規定する写しの作成に要する費用の額は、岐阜市情報公開条例施行規則別表の例による。

2 条例第4条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める方法により前納しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 写しの作成に要する費用 市長が定める証票で納付する方法その他市長が別に定める方法

(2) 写しの送付に要する費用 郵便切手又は市長が定める証票で納付する方法その他市長が別に定める方法

（訂正請求書）

第10条 法第90条第1項の規定による訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（様式第10号）により行うものとする。

（訂正請求に対する決定通知）

第11条 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の決定の通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定の通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（訂正決定等の期限延長等の通知）

第12条 法第94条第2項の規定による訂正決定等の期限の延長の通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第13号）により行うものとする。

2 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例延長の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第14号）により行うものとする。

（利用停止請求書）

第13条 法第98条第1項の規定による利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書（様式第15号）により行うものとする。

（利用停止請求に対する決定通知）

第14条 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定の通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第16号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定の通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（利用停止決定等の期限延長等の通知）

第15条 法第102条第2項の規定による利用停止決定等の期限の延長の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第18号）により行うものとする。

2 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例延長の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第19号）により行うものとする。

（岐阜市個人情報保護審議会）

第16条 条例第6条第1項に規定する岐阜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、前3項の規定にかかわらず、軽易かつ緊急を要すると認める事項については、委員全員の同意を確認して、持回りの方法により審議会を開くことができる。

8 会長は、前項の規定により審議会を開いたときは、その結果を次の会議に報告しなければならない。

9 審議会の庶務は、行政部行政課において処理する。

（運営状況の公表）

第17条 条例第7条第1項の規定による個人情報保護制度の運営状況の公表は、次に定めるところによるものとする。

(1) 毎年6月末日までに前年度分を公表する。

(2) 公表事項は、次に掲げる事項とする。

ア 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数

イ アに規定する請求に対する決定の区分別の件数

ウ 審査請求の件数

エ 審査請求の処理状況

オ アからエまでに掲げるもののほか、必要な事項

(3) 公表は、告示及び市の広報紙への掲載により行うものとする。

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（岐阜市文書取扱規則の一部改正）

2 岐阜市文書取扱規則（昭和49年岐阜市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(保存期間の延長)</p> <p>第44条 保存文書のうち次の各号に掲げるものは、保存期間が満了する日後においても、当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存するものとする。この場合において、一の号に該当する保存文書が他の号にも該当する場合は、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条に規定する開示請求、第90条に規定する訂正請求又は第98条に規定する利用停止請求があったもの</u> <u>同法第82条、第93条又は第101条の規定による決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(保存期間の延長)</p> <p>第44条 保存文書のうち次の各号に掲げるものは、保存期間が満了する日後においても、当該各号に定める期間が経過する日までの間、保存するものとする。この場合において、一の号に該当する保存文書が他の号にも該当する場合は、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第14条に規定する開示請求、第24条に規定する訂正請求又は第29条に規定する利用停止請求があったもの</u> <u>同条例第20条第1項、第27条第1項又は第32条第1項の決定の日の翌日から起算して1年間</u></p> <p>2～5 (略)</p>

(岐阜市自転車競走における電話投票実施規則の一部改正)

- 3 岐阜市自転車競走における電話投票実施規則（平成27年岐阜市規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(個人情報の保護)</p> <p>第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定によるほか、<u>同法</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(個人情報の保護)</p> <p>第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）</u>の規定によるほか、<u>同条例</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

(岐阜市自転車競走における在席投票実施規則の一部改正)

- 4 岐阜市自転車競走における在席投票実施規則（平成15年岐阜市規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第29条 市は、利用者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定により個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第29条 市は、利用者の情報であって個人に関するものについて、<u>岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）</u>の規定により個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

(岐阜市自転車競走における電子決済投票実施規則の一部改正)

- 5 岐阜市自転車競走における電子決済投票実施規則（平成27年岐阜市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第37条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定によるほか、<u>同法</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第37条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）</u>の規定によるほか、<u>同条例</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講じなければならない。</p>

(岐阜市自転車競走におけるキャッシュレス投票実施規則の一部改正)

- 6 岐阜市自転車競走におけるキャッシュレス投票実施規則（平成30年岐阜市規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(個人情報の保護)</p> <p>第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の規定によるほか、<u>同法</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置を講</p>	<p>(個人情報の保護)</p> <p>第36条 市長は、加入者の情報であって個人に関するものについて、<u>岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）</u>の規定によるほか、<u>同条例</u>における個人に関する情報の保護の措置の例により、個人に関する情報の安全の確保その他の必要な措置</p>

じなければならない。

を講じなければならない。

(岐阜市個人情報保護条例施行規則の廃止)

7 岐阜市個人情報保護条例施行規則（平成16年岐阜市規則第10号）は、廃止する。

(岐阜市個人情報保護審議会規則の廃止)

8 岐阜市個人情報保護審議会規則（平成3年岐阜市規則第53号）は、廃止する。

様式第1号（第3条関係）

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		
市の機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイル
	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

※ 行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、行っていません。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（ <input type="checkbox"/> 用紙に出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写）の交付 ＜実施の希望日＞ 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
--

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を添付してください。
ウ 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様

岐阜市長

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

(1) 不開示とした部分
(2) 不開示とした理由

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し（ <input type="checkbox"/> 用紙に出力 <input type="checkbox"/> 光ディスクに複写）の交付 作成に要する費用： 円
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月 日から 月 日まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。） 時間： 時 分から 時 分まで 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用 準備日数： 日 送付に要する費用： 円

<担当課>岐阜市

電話：

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。
- ※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

様式第5号（第6条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>

岐阜市

電話：

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 残りの部分の開示決定等の期限 年 月 日

<担当課>

岐阜市

電話：

様

岐阜市長

第三者意見照会書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条（第1項・第2項）の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先	担当課：岐阜市 住 所：〒 岐阜市 電 話：

意見書の提出期限	年 月 日
----------	-------

様式第8号（第7条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

氏 名 _____

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

住所又は居所 _____

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

電 話 _____（ _____ ） _____

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<p><input type="checkbox"/>照会があつた情報を開示されることについて支障がない。</p> <p><input type="checkbox"/>照会があつた情報を開示されることについて支障がある。</p> <p>（1）支障（不利益）がある部分</p> <p>（2）支障（不利益）の具体的理由</p>

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

開示決定を行った旨の反対意見書提出者への通知書

あなた（法人等にあつては、貴社等。以下同じ。）から 年 月 日付けで保有個人情報の開示決定等に関する意見書の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定をしたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなたに関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があつたことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第90条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(開示決定通知書の文書番号) 年 月 日付け岐阜市 第 号 (開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を添付してください。
3 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 (請求資格確認書類) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

(請求資格確認書類) 委任状 その他 ()

様

岐阜市長

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

様式第12号（第11条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、下記のとおり訂正しないことに決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>

岐阜市

電話：

様式第14号（第12条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<担当課>

岐阜市

電話：

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）岐 阜 市 長

（請求者）氏 名 _____

住所又は居所 _____

電 話 _____（ ） _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第98条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	（開示決定通知書の文書番号） 年 月 日付け岐阜市 第 号 （開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等）
利用停止請求の趣旨及び理由	（趣旨） <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第1号該当（ <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去） <input type="checkbox"/> 法第98条第1項第2号該当（提供の停止） （理由）
1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
2 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を添付してください。	
3 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____	
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 （請求資格確認書類） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	

(請求資格確認書類) 委任状 その他 ()

様

岐阜市長

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、下記のとおり利用停止をしないことに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜市長に対して審査請求をすることができます。

※ この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に岐阜市を被告として（岐阜市長が被告の代表となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

<担当課>

岐阜市

電話：

様式第18号（第15条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<担当課>

岐阜市

電話：

様式第19号（第15条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

様

岐阜市長

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することにしたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<担当課>

岐阜市

電話：